

2025年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、資本金の額 500 万円、発行済株式総数 200 株、株主数 10 人の公開会社でない株式会社である。甲社の定款には、「株主は、当会社の株主 1 人を代理人として議決権を行使することができる。」旨の規定が存在する。甲社の株主は全員が親戚または古くからの知人であり、全員が顔見知りであった。

甲社では、2024 年 6 月 25 日、適法な手続に基づいて定時株主総会（以下「本件総会」という。）が招集されたが、甲社株式 10 株を保有する株主 P は、病気入院中のため出席できそうもなかったことから、その子 Q（甲社株主ではない）に出席を依頼した。Q は P の依頼に基づき本件総会に出席し、顔見知りの他の株主にも挨拶をして、議決権を行使した。本件総会では、計算書類の承認および剰余金の配当に関して、いずれも会社提案議案が承認可決された。

甲社株主 X は、数年前から剰余金配当額をめぐって甲社の経営陣と対立していたところ、Q が本件総会に P の代理人として出席したという事実を知り、本件総会において承認可決された剰余金の配当に関する決議（以下「本件決議」という。）の取消しの訴えを提起することを予定している。

〔設問 1〕

下線部につき、このような定款規定の効力について、判例の立場に立って論じなさい。

〔設問 2〕

2024 年 8 月 1 日、X は本件決議の取消しの訴えを提起した。この訴えの認容の可否について、論じなさい。

2025年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B日程：商法】

《出題趣旨》

- ・本問は、「議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る旨の定款規定の効力」を主たる論点とする。特に、「設問1」は、この点を直接問うものである。また、「設問2」では、「設問1」の論述内容を受けて、具体的事案において、病気の株主がその子に議決権の代理行使を委任した場合につき、これにより決議が成立した場合の決議取消しの訴えの認容の可否について問うものである。
- ・「設問2」では、原告であるXは、決議取消事由としての瑕疵に直接関係してはいないため、ある特定の瑕疵とは無関係な株主が、当該瑕疵を理由とする決議取消しの訴えを提起することができるかも問題となる。

《解説・講評》

1 「設問1」について

(1) 解説

- ・会社法310条1項は、株主が代理人によって議決権を行使することができる旨を定める。
→ 議決権行使は、必要性と相当性の観点からも、代理になじむ行為である。
- ・もともと、判例によると、会社法310条は、議決権行使の代理人資格につき、一定の制限を加えることまでも禁止しているわけではなく、合理的理由による相当程度の制限であれば、代理人資格に制限を加えることは認められるとしている（最判昭和43・11・1民集22巻12号2402頁）。
- ・そして、議決権行使の代理人を自社の株主に限る旨の定款規定は、株主以外の第三者に株主総会が攪乱されることを防止するという会社の利益のためのものであり、合理的理由による相当程度の制限として有効であると解している（前掲・最判昭和43・11・1）。
- ・学説の通説も、本件における甲社の定款規定のような、「議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る旨の定款規定」を有効であると解している。
- ・以上から、「議決権行使の代理人を自社の株主に限る」旨の定款規定の効力は有効である。
- ・なお、このような定款規定は、本件の甲社のような小規模な非公開会社（全株譲渡制限会社）では、「株主以外の者が株式を取得することを防止する」という譲渡制限株式制度の趣旨とも共通するものがあり、その意味でも、本件のような定款規定は、特に非公開会社では合理性を有するとの見解が、学説上主張されている。
→ しかし、この見解は、判例が主張しているわけではなく、その点で、判例が本件のような定

款規定と会社の閉鎖性とを関連づけて考えているかは不明である。その意味において、この点を論じて、本文で問われている「判例の立場に立って」答えたことにはならない。

(2) 講評

- ・ 本設問の出発点は議決権行使の代理について定める会社法310条1項であるが、この条文について気がついていない答案がかなりの数見受けられた。そのような答案の中には、民法における代理の規定を持ち出したり、あるいは一切条文を引用することなく、また詳細な根拠を示すことなく、議決権行使の代理は認められないなどの結論を示すものもあった。
- ・ 本設問で問われている「議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る旨の定款規定の効力」という点につき、判例の立場に立って、株主総会攪乱のおそれの防止という会社の利益を保護するための合理的理由による相当程度の制限という規範をしっかりと論述できていた答案は少なかった。
- ・ 比較的多くの答案において、本件の甲社を念頭に、非公開会社では、このような定款規定は有効であるとの結論を導いていたが、既述のように、「判例の立場に立って」この点を論じるとき、必ずしも最高裁判例が、会社の閉鎖性と当該定款規定の効力を結びつけているとは思われない。むしろ、下級審裁判例では、上場会社においても、この種の定款規定の効力を有効であるとしているのであり、この点で、(当該定款規定の効力と会社の閉鎖性とを結びつける見解それ自体の当否は措くとして) 本説文において問われていることに答えているとは言い難いため、若干低く評価した。
- ・ また、本来、本設問において書くべき内容(株主総会攪乱のおそれの防止等)を次の設問で書いている答案も散見された。
- ・ 本設問における論点は、かなりメジャーなものであり、いかなる基本書においても、また予備校本においても取り扱われている(もちろん、リーディングケースとしての最高裁判決は、百選に搭載されている)。そのような論点は、正確に欠くことができ当たり前という評価を受けることになるので、逆にしっかりと規範をアウトプットできない答案は、かなり低く評価されることになる。注意していただきたいと思う。

2 【設問2】について

(1) 解説

- ・ Xが提起した本件決議の取消しの訴えは認められるか(会社831条)。
- ・ Xは甲社株主であるから原告適格を有する(会社831条1項柱書前段)。もっとも、Xは本件決議にかかる瑕疵により直接何らかの不利益を受けたわけではない。このように、自己に対して向けられた瑕疵以外の瑕疵を理由とする決議取消しの訴えの提起が認められるかが問題となる。
- ・ この点、すべての株主が公正な決議の成立に利害関係を有しており、株主総会決議取消しの訴えが公正な決議が成立しなかったことに対する抗議の意味を持つことからすれば、自己に向けられ

た瑕疵以外の瑕疵を理由とする株主総会決議取消しの訴えの提起も認められる。

- ・また、決議後3ヶ月以内という出訴期間の要件も満たされている。
- ・Xが主張する本件における決議取消事由は、甲社には「株主は、当会社の株主1人を代理人として議決権を行使させることができる」旨の定款規定が存在するにもかかわらず、非株主であるQが本件総会に入場し、Pの議決権を代理行使しているのであるから、決議方法の定款違反が存在するというものであると考えられる。
- ・〔設問1〕で検討した通り、「議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る」旨の定款規定は、株主総会攪乱のおそれを防止するという会社の利益を保護するためのものであるから、合理的理由による相当程度の制限であるから有効である。次に、当該定款規定の効力が、本件のような、小規模で閉鎖的な非公開会社において、しかもほとんどすべての株主が顔見知りという状況において、病気の株主の代理人である当該株主の子にも及ぶかが問題となる。
- ・「議決権行使の代理人資格を自社の株主に限る」旨の定款規定は有効であるから、この規定が適用される限り、原則としては、非株主が議決権行使の代理人になることはできないと解されるが、具体的事案において、非株主による議決権の代理行使を認めても、定款により代理人資格を限定した趣旨に違反せず、何ら支障がないことが明らかであり、逆にこれを認めないことが当該株主の議決権行使の機会を事実上奪うに等しく、不当な結果となるような特段の事情がある場合には、議決権の代理行使を保障する会社法310条1項の規定から、上記定款の規定の効力は及ばず、会社は非株主による議決権の代理行使を拒否し得ないものと解される（大阪高判昭和41・8・8下民集17巻7=8号647頁）。
- ・本件における議決権行使の代理人であるQは、病気の父親であるPの代わりに、本件総会に出席して、Pの議決権を代理行使している。Qの議決権代理行使を拒絶することは、Pの議決権行使の機会を奪うこととなり、これが不当であることは明らかである。さらに、甲社が小規模で閉鎖的な非公開会社で、株主全員が顔見知りであるという事情も踏まえると、本件定款規定の効力は、Qによる議決権代理行使には及ばず、Qが議決権を代理行使したことは正当であると解すべきである。
- ・以上から、Xによる本件決議取消しの訴えは認められない。
- ・なお、決議方法の定款違反を認めた上で、裁量棄却により処理するという方法も考えられるが、その場合であっても、結論としては、裁量棄却が認められ、したがって、Xによる訴えは認められないという結論になると考えられる。

(2) 講評

- ・訴訟要件（原告適格、出訴期間）について検討されていない答案が多く見られた。特に、本件の場合、Xが主張する決議取消事由は、自己に対して向けられた瑕疵ではないため、それにもかかわらず、決議取消しの訴えを提起することができるかどうかの問題となるところ、この点を指摘していた答案はほとんどなかった。

- ・また、多くの答案は、本件における決議取消事由が、会社法831条1項1号のうちの決議方法の定款違反に該当するかどうかという問題となることを指摘できていたが、中には、決議方法の法令違反あるいは決議内容の定款違反が問題となるとしていた答案も散見された。
- ・既述のように、決議方法の定款違反の問題を指摘できている答案の中には、当該定款規定の効力が本件の代理人であるQに及ぶかどうかという問題設定のもとに、及ばないとの結論のもとに、Xによる訴えは認められないという結論を出すものと、当該定款規定の効力がQに及ぶかどうかを検討することなく、定款規定に違反しているという事実だけで、決議方法の定款違反として、裁量棄却の中で結論を調整しようとする答案とに分かれた。いずれの道筋もあり得ると思われるが、これまでの判例（下級審裁判例も含む）の流れからは、前者の道筋の方が望ましいと思われる。今回の採点に当たっては、いずれの道筋であっても、相応に評価した。もっとも、裁量棄却の検討に当たっては、違反する事実が重大ではないという評価をする場合に、単純に、甲社が小規模閉鎖的な会社であることや、株主が全員顔見知りであることを指摘するだけではならず、Pによる（代理人Qを通じた）権利行使がなされており、その意味では、Qが議決権を代理行使したことにより、会社や他の株主の利益が害された等の事実は存在せず、Qの定款違反という事実は議決権行使できない者が議決権行使をしたのと同じく、単純に票の数え間違いと同視しうる程度の瑕疵であることを指摘する必要があるが、そのような指摘がされていた答案はなかった。
- ・いずれにせよ、〔設問1〕で述べたことも含め、いわゆる典型論点につき、しっかりと対応できていないという点で、全体として低い評価となった。これを機会に、典型論点について見直してもらいたい。